

防災関連融資金利のお知らせ

○適用期間

令和3年2月1日～令和3年2月28日までに融資のお申込みをされた方

※ 翌月の融資金利は、令和3年2月25日に公表予定です。

※ 前月分の融資金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

○融資金利(全期間固定金利)

●個人向け

＜団体信用生命保険に加入する場合＞

	地すべり等関連住宅融資 *1	宅地防災工事融資 *2
新機構団信	年 0.74%	年 0.74%
新機構団信(デュエット)	年 0.92%	年 0.92%
新3大疾病付機構団信	年 0.98%	年 0.98%

(注)中間資金の融資金利は、上表にかかわらず、年 0.54% となります。

・健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資をご利用いただけます。その場合の融資金利は以下のとおりです。

	地すべり等関連住宅融資 *1	宅地防災工事融資 *2
団信に加入しない場合	年 0.54%	年 0.54%

(注)中間資金には、上表の融資金利を適用します。

●事業者向け

地すべり等関連住宅融資 *3	宅地防災工事融資 *4
年 0.25%	年 0.25%

*1 地すべり等防止法等の関連事業計画又は勧告に基づき、地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき家屋を建設又は購入する場合に限り申込みができます。

*2 地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた場合に限り申込みができます。

*3 地すべり等関連住宅融資の事業者向け(賃貸住宅)は、家屋を他人に賃貸する方に対するものをいいます。

*4 宅地防災工事融資の事業者向け(賃貸住宅)は、他人に賃貸するための家屋が存する宅地を工事する方に対するものをいいます。

○ 融資の条件や手続については、各融資種別ごとの「融資のご案内」または当機構ホームページ(www.jhf.go.jp)をご覧ください。



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

(旧「住宅金融公庫」)

【防災関連融資】100万円あたりの返済額（めやす）

■借入申込書記入用

		＜元金均等返済の場合（第1回目）＞				＜元利均等返済＞			
		団体信用生命保険の加入区分				団体信用生命保険の加入区分			
		新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新3大疾病付 機構団信	加入しない	新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新3大疾病付 機構団信	加入しない
返済 期間	融資金利	年 0.74%	年 0.92%	年 0.98%	年 0.54%	年 0.74%	年 0.92%	年 0.98%	年 0.54%
1年	毎月払い	83,949	84,099	84,149	83,783	83,667	83,749	83,776	83,577
2年	毎月払い	42,282	42,432	42,482	42,116	41,988	42,067	42,093	41,901
3年	毎月払い	28,393	28,543	28,593	28,227	28,095	28,173	28,199	28,009
4年	毎月払い	21,449	21,599	21,649	21,283	21,149	21,227	21,252	21,063
5年	毎月払い	17,282	17,432	17,482	17,116	16,982	17,059	17,085	16,896
6年	毎月払い	14,504	14,654	14,704	14,338	14,203	14,281	14,306	14,118
7年	毎月払い	12,520	12,670	12,720	12,354	12,219	12,296	12,322	12,133
8年	毎月払い	11,032	11,182	11,232	10,866	10,731	10,808	10,834	10,645
9年	毎月払い	9,875	10,025	10,075	9,709	9,573	9,651	9,677	9,488
10年	毎月払い	8,949	9,099	9,149	8,783	8,648	8,725	8,751	8,562
11年	毎月払い	8,191	8,341	8,391	8,025	7,890	7,968	7,994	7,804
12年	毎月払い	7,560	7,710	7,760	7,394	7,259	7,337	7,363	7,173
13年	毎月払い	7,026	7,176	7,226	6,860	6,725	6,803	6,829	6,639
14年	毎月払い	6,568	6,718	6,768	6,402	6,267	6,346	6,372	6,181
15年	毎月払い	6,171	6,321	6,371	6,005	5,871	5,949	5,976	5,784
16年	毎月払い	5,824	5,974	6,024	5,658	5,524	5,603	5,629	5,437
17年	毎月払い	5,517	5,667	5,717	5,351	5,218	5,297	5,323	5,131
18年	毎月払い	5,245	5,395	5,445	5,079	4,946	5,025	5,051	4,859
19年	毎月払い	5,001	5,151	5,201	4,835	4,702	4,782	4,808	4,615
20年	毎月払い	4,782	4,932	4,982	4,616	4,483	4,563	4,590	4,396
21年	毎月払い	4,584	4,734	4,784	4,418	4,285	4,365	4,392	4,198
22年	毎月払い	4,403	4,553	4,603	4,237	4,105	4,185	4,212	4,018
23年	毎月払い	4,239	4,389	4,439	4,073	3,941	4,021	4,048	3,853
24年	毎月払い	4,088	4,238	4,288	3,922	3,790	3,870	3,897	3,702
25年	毎月払い	3,949	4,099	4,149	3,783	3,652	3,732	3,759	3,564
26年	毎月払い	3,821	3,971	4,021	3,655	3,524	3,604	3,632	3,436
27年	毎月払い	3,702	3,852	3,902	3,536	3,405	3,486	3,513	3,317
28年	毎月払い	3,592	3,742	3,792	3,426	3,296	3,377	3,404	3,207
29年	毎月払い	3,489	3,639	3,689	3,323	3,193	3,275	3,302	3,105
30年	毎月払い	3,393	3,543	3,593	3,227	3,098	3,179	3,207	3,009
31年	毎月払い	3,304	3,454	3,504	3,138	3,009	3,090	3,118	2,920
32年	毎月払い	3,220	3,370	3,420	3,054	2,925	3,007	3,034	2,836
33年	毎月払い	3,141	3,291	3,341	2,975	2,846	2,928	2,956	2,757
34年	毎月払い	3,066	3,216	3,266	2,900	2,772	2,855	2,882	2,683
35年	毎月払い	2,996	3,146	3,196	2,830	2,703	2,785	2,813	2,613
据置期間	毎月の利息	616	766	816	450	616	766	816	450

※ 金利は、元金均等返済の場合は初回の返済額を、元利均等返済の場合は毎月の返済額を示しています。

（ご注意）

上表は、借入申込書にご記入いただく返済額を算出するための100万円当たりの返済額（めやす）です。元金の据置期間を設定する場合の実際のご返済額は、上表とは異なります。実際のご返済額（めやす）は、機構お客さまコールセンター（0120-086-353）にお問合せください。

【防災関連融資（事業者向け）】100万円あたりの返済額（めやす）

返済 期間	融資金利 返済方法	全期間 年 0.25%	
		元金均等	元利均等
1年	毎月払い	83,541	83,446
	ボーナス払い	501,250	500,937
2年	毎月払い	41,874	41,775
	ボーナス払い	251,250	250,781
3年	毎月払い	27,985	27,884
	ボーナス払い	167,916	167,396
4年	毎月払い	21,041	20,939
	ボーナス払い	126,250	125,704
5年	毎月払い	16,874	16,772
	ボーナス払い	101,250	100,688
6年	毎月払い	14,096	13,994
	ボーナス払い	84,583	84,011
7年	毎月払い	12,112	12,010
	ボーナス払い	72,678	72,100
8年	毎月払い	10,624	10,522
	ボーナス払い	63,750	63,166
9年	毎月払い	9,467	9,364
	ボーナス払い	56,805	56,217
10年	毎月払い	8,541	8,438
	ボーナス払い	51,250	50,658
11年	毎月払い	7,783	7,681
	ボーナス払い	46,704	46,110
12年	毎月払い	7,152	7,049
	ボーナス払い	42,916	42,320
13年	毎月払い	6,618	6,515
	ボーナス払い	39,711	39,113
14年	毎月払い	6,160	6,057
	ボーナス払い	36,964	36,365
15年	毎月払い	5,763	5,660
	ボーナス払い	34,583	33,983
16年	毎月払い	5,416	5,313
	ボーナス払い	32,500	31,898
17年	毎月払い	5,109	5,007
	ボーナス払い	30,661	30,059
18年	毎月払い	4,837	4,735
	ボーナス払い	29,027	28,424
19年	毎月払い	4,593	4,491
	ボーナス払い	27,565	26,962
20年	毎月払い	4,374	4,272
	ボーナス払い	26,250	25,645
21年	毎月払い	4,176	4,073
	ボーナス払い	25,059	24,454
22年	毎月払い	3,995	3,893
	ボーナス払い	23,977	23,372
23年	毎月払い	3,831	3,728
	ボーナス払い	22,989	22,383
24年	毎月払い	3,680	3,577
	ボーナス払い	22,083	21,477
25年	毎月払い	3,541	3,438
	ボーナス払い	21,250	20,644
26年	毎月払い	3,413	3,310
	ボーナス払い	20,480	19,874
27年	毎月払い	3,294	3,192
	ボーナス払い	19,768	19,162
28年	毎月払い	3,184	3,081
	ボーナス払い	19,107	18,500
29年	毎月払い	3,081	2,979
	ボーナス払い	18,491	17,884
30年	毎月払い	2,985	2,883
	ボーナス払い	17,916	17,309
31年	毎月払い	2,896	2,793
	ボーナス払い	17,379	16,772
32年	毎月払い	2,812	2,709
	ボーナス払い	16,875	16,268
33年	毎月払い	2,733	2,631
	ボーナス払い	16,401	15,794
34年	毎月払い	2,658	2,556
	ボーナス払い	15,955	15,348
35年	毎月払い	2,588	2,486
	ボーナス払い	15,535	14,928

住宅金融支援機構 地すべり等関連住宅融資 商品概要説明書

説明事項	商品概要				
資金使途	ご自分又は親等が地方公共団体から地すべりや急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれがあるとして住宅が除却等される勧告等を受けた場合に、当該住宅を移転し、又はこれに代わるべき住宅を建設し若しくは購入するための資金 ※ローンの借換えにはご利用いただけません。				
融資限度額	申込区分に応じて以下の額又は所要額のいずれか低い額が限度となります（10万円以上1万円単位）。 ◆移転又は建設の場合 <table border="1"> <tr> <td>土地を取得する場合</td> <td>土地を取得しない場合</td> </tr> <tr> <td>3,700万円</td> <td>2,700万円</td> </tr> </table> <p>*土地を取得する場合とは、借入申込年度の2年前の年の4月1日以後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいいます。 ※土地を取得する場合、移転費又は建設費と土地取得費（借地権取得費を含みます。）の合計額が所要額となります。 ※土地を取得しない場合、移転費又は建設費が所要額となります。 ※土地取得のみを目的としたご利用はいただけません。</p> <p>◆購入の場合 3,700万円 ※住宅及び土地の購入価額が限度となります。</p> <p>※国、地方公共団体等から住宅の移転又は建設に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。</p>	土地を取得する場合	土地を取得しない場合	3,700万円	2,700万円
土地を取得する場合	土地を取得しない場合				
3,700万円	2,700万円				
返済期間	最長返済期間は、次の①又は②のいずれか短い年数となります（1年以上、1年単位で設定）。 ①35年 ②「80歳」－「申込本人又は収入合算者（*1）のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」（*2） （*1）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限りま。 （*2）親子リレー返済を利用する場合は、「80歳」－「後継者の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」となります。 ※上記の最長返済期間に加えて、下記の期間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます。元金据置期間を設定すると、据置期間分返済期間が延長されますが、完済時の年齢は80歳としていただきます。				
融資金利	固定金利（全期間固定金利型） ※借入申込日現在の融資金利が適用されます。ただし、中間資金に係る融資金利は、中間資金用の融資金利が適用されます。 ※加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。最新の融資金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢（80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団債の加入者が75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも金利は変更されません。				
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※6か月ごとのボーナス払い（融資額の40%以内（1万円単位））を併用できます。ただし、元金据置期間を設定する場合、元金据置期間中の返済は、毎月払いのみとなります。				
担保	原則として、融資の対象となる建物及び敷地に、機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。ただし、融資額が300万円以下の場合等については、抵当権の設定は不要です。 ※抵当権の設定費用（司法書士報酬など）は、お客さまの負担となります。				
保証人	必要ありません。				
技術基準への適合確認	機構が定める技術基準に適合する住宅であることを「災害復興住宅融資等に関する確認書」の提出によりお客さまからお申し出いただけます。 なお、中古住宅購入の場合は、購入する住宅に応じ、耐震診断又は既存住宅状況調査（いわゆる「告示インスペクション」）をお受けいただけます。 ※検査に係る費用はお客さまの負担となります。 ※移転・建設工事等の実施状況について、機構の職員が現地確認をさせていただく場合があります。				
団体信用生命保険	団体信用生命保険には、「新機構団債（一般）」、「新機構団債（夫婦連生）」及び「新3大疾病付機構団債」があり、いずれかを選択し、ご加入いただけます。ただし、加入後の変更はできません。 なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態などお客さまに万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。 ※保障は資金の受取日（資金を分割でお受け取りになる場合は最終回資金の受取日）から開始されます。				

説明事項	商品概要
火災保険	<p>返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。</p> <p>建物の火災による損害を補償対象としていただきます。</p> <p>保険金額は、融資額以上*とします。</p> <p>*融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。</p> <p>※火災保険料は、お客さまの負担となります。</p>
資金の受取	<p>◆建設の場合、次の①又は②のいずれかの方法からお選びいただけます。</p> <p>①最終回資金のみ</p> <p>②中間資金（注）＋最終回資金</p> <p>（注）中間資金は棟上げ工事完了後、最終回資金は建物完成後に、所定の手続を経てお受け取りいただきます。</p> <p>※中間資金は、融資予約額の60%又は80%の額のいずれかをお客さまが選択してお受け取りいただけます。</p> <p>◆移転又は購入の場合は、最終回資金のみのお受け取りとなります。</p>
手数料	<p>融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。</p>
再度申込み	<p>融資手続中に、申込時の金利よりも融資金利が下がった場合、金利引下げのメリットを受けるために、今回の申込みを取り下げ、再度お申込みをしていただくことができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。</p> <p>再度申込みをする場合は、「地すべり等関連住宅融資のご案内」の「地すべり等関連住宅融資の再度申込みについて」に記載した注意点を十分ご確認の上、手続を行ってください。</p>
ご注意	<p>商品概要の詳細については、「地すべり等関連住宅融資のご案内」をご覧ください。</p> <p>審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額をご希望どおりとならない場合があります。</p>

（令和2年10月現在）

住宅金融支援機構 宅地防災工事融資 商品概要説明書

説明事項	商品概要
資金用途	○ご自分又は親等が地方公共団体から宅地を土砂の流出等による災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた場合に、その工事を行うための資金 ※ローンの借換えにはご利用いただけません。
融資限度額	○次の①又は②のいずれか低い額が限度となります（10万円以上1万円単位）。 ①宅地防災工事に要する費用 ②1,190万円 ※国、地方公共団体等から工事に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。
返済期間	○最長返済期間は、次の①又は②のいずれか短い年数となります（1年以上1年単位で設定）。 ①20年 ②年齢による最長返済期間 「80歳」－「申込本人又は収入合算者（*1）のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」（*2） （*1）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限りです。 （*2）親子リレー返済を利用する場合は、「80歳」－「後継者の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」となります。 ※上記の最長返済期間に加えて、下記の期間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます。元金据置期間を設定すると、据置期間分返済期間が延長されますが、完済時の年齢は80歳としていただきます。
融資金利	○固定金利（全期間固定金利型） ※借入申込日現在の融資金利が適用されます。ただし、中間資金に係る融資金利は、中間資金用の融資金利が適用されます。 ※加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。最新の融資金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢（80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも金利は変更されません。
返済方法	○元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※6か月ごとのボーナス払い（融資額の40%以内（1万円単位））を併用できます。ただし、元金据置期間を設定する場合、元金据置期間中の返済は、毎月払いのみとなります。
担保	○原則として、工事を行う土地及び当該土地に存する家屋に、機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。ただし、融資額が300万円以下の場合等については、抵当権の設定は不要です。 ※抵当権の設定費用（司法書士報酬など）は、お客さまの負担となります。
保証人	○必要ありません。
工事審査	○工事が機構の定める技術基準に適合していることについて、機構による工事審査を受けていただきます。 ○工事審査手数料は必要ありません。
団体信用生命保険	○団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（夫婦連生）」及び「新3大疾病付機構団信」があり、いずれかを選択し、ご加入いただけます。ただし、加入後の変更はできません。 なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態などお客さまに万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。 ※保障は資金の受取日（資金を分割でお受け取りになる場合は最終回資金の受取日）から開始されます。
火災保険	○返済終了までの間、工事を行う土地に存する家屋に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。 家屋の火災による損害を補償対象としていただきます。 保険金額は、融資額以上*とします。 *融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。 ※火災保険料はお客さまの負担となります。
資金の取	○次の①又は②のいずれかの方法からお選びいただけます。 ①一括受取り：工事が完了し、所定の手続きが終わってから一度に受け取る方法 ②分割受取り：工事の出来高が5割に達し、現場審査に関する通知書（出来高5割）を受領した後に中間資金を受け取り、残りを工事完了後に受け取る方法 ※分割受取りの場合、中間資金の受取金額は、融資額の50%までです。
手数料	○融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。
再度申込み	○融資手続中に、申込時の金利よりも融資金利が下がった場合、金利引下げのメリットを受けるために、今回の申込みを取り下げ、再度お申込みをしていただくことができます（以下「再度申込み」といいます）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。再度申込みをする場合は、「宅地防災工事融資のご案内」の「宅地防災工事融資の再度申込みについて」に記載した注意点を十分ご確認の上、手続を行ってください。
ご注意	○商品概要の詳細については、「宅地防災工事融資のご案内」をご覧ください。 ○審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額がご希望どおりとならない場合があります。

(令和2年10月現在)

前月分の金利は、こちらです。

防災関連融資金利のお知らせ

令和3年1月

防災融資

○適用期間

令和3年1月1日～令和3年1月31日までに融資のお申込みをされた方

※ 翌月の融資金利は、令和3年1月28日に公表予定です。

※ 前月分の融資金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

○融資金利(全期間固定金利)

●個人向け

<団体信用生命保険に加入する場合>

	地すべり等関連住宅融資 *1	宅地防災工事融資 *2
新機構団信	年 0.74%	年 0.74%
新機構団信(デュエット)	年 0.92%	年 0.92%
新3大疾病付機構団信	年 0.98%	年 0.98%

(注)中間資金の融資金利は、上表にかかわらず、年 0.54% となります。

・健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下のとおりです。

	地すべり等関連住宅融資 *1	宅地防災工事融資 *2
団信に加入しない場合	年 0.54%	年 0.54%

(注)中間資金には、上表の融資金利を適用します。

●事業者向け

地すべり等関連住宅融資 *3	宅地防災工事融資 *4
年 0.25%	年 0.25%

*1 地すべり等防止法等の関連事業計画又は勧告に基づき、地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき家屋を建設又は購入する場合に限り申込みができます。

*2 地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた場合に限り申込みができます。

*3 地すべり等関連住宅融資の事業者向け(賃貸住宅)は、家屋を他人に賃貸する方に対するものをいいます。

*4 宅地防災工事融資の事業者向け(賃貸住宅)は、他人に賃貸するための家屋が存する宅地を工事する方に対するものをいいます。

○ 融資の条件や手続については、各融資種別ごとの「融資のご案内」または当機構ホームページ(www.jhf.go.jp)をご覧ください。